

入札公告

(郵便入札方式)

令和8年度福島県地域医療介護総合確保事業（介護人材の確保）労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月4日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 令和8年度福島県地域医療介護総合確保事業（介護人材の確保）労働者派遣業務

イ 数量 業務従事予定時間数 4,132.0時間

(2人×241日×7.75時間+超過勤務時間2人×198.25時間)

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

福島県保健福祉部社会福祉課（〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎7階）とする。

また、業務内容上必要な場合、県庁舎内の別の執務室や会議室において勤務することがある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 県内に事業所を有し、かつ、当該契約に係る労働者の派遣に迅速かつ確実に対応

できる体制を整えている者であること。

(6) 公告の日から過去5年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の会計事務（経理・給与・旅費事務等をいう。）について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受託した実績があること。

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことの証明については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条第9号の規定により、一般労働者派遣事業の許可の要件となっているため記載しない。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に必要な書類を添付して、以下に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和8年3月16日（月）午後5時必着

(2) 提出場所 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部社会福祉課 担当 猪股

(3) 提出方法 郵送による。

4 入札説明書等の配付

入札説明書等の配付は電子メールにて行うので、希望する場合には、9に掲げるアドレス宛に請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）、住所及び電話番号を記載の上、電子メールを送信して請求すること。

なお、入札説明書等については、福島県保健福祉部保健福祉総務課ホームページ「保健福祉部入札情報」「3 その他の入札公告」に掲載することにより公告する。

5 入札書の提出期限及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時必着

(2) 開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月24日（火）午前9時30分

場 所 福島県庁自治会館5階 506会議室

(3) 入札書の提出方法

入札書は書留郵便により上記3（2）に郵送すること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額に1(1)のイの業務従事予定時間数

を乗じて得た額に消費税を加算した額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額に 1 (1) のイの業務従事予定時間数を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

上記 2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 落札者の決定の方法

入札単価が予定単価の制限の範囲内であって、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。なお、この入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、応じなければならない。

本事業の入札書及び入札による落札者は、その契約に係る予算が可決され、4 月 1 日以降における予算の執行が可能となったときに効力を生じる。

9 本公告に関する問合せ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県保健福祉部 社会福祉課 担当 猪股

電 話 024-521-7322 (直通)

電子メール tiikiiryokaigo@pref.fukushima.lg.jp

(福島県保健福祉部 社会福祉課)